

1. (仮称) おいらせ町防災基本条例の組み立て

章立ての構成と章の項目並びに条文を検討していただきます。カッコ書きが事務局で検討していただきたい内容になりますので、会議までに委員各位の御意見を整理しておいてください。

(1) 章立てについて

- ・前文
- ・第1章 総則
- ・第2章 町民、事業者、町、職員及び議会の責務
(各責務を総則に組み入れるかどうかの検討)
(職員と議会を入れるかどうかの検討)
- ・第3章 予防対策
- ・第4章 応急・復旧対策
- ・第5章 復興対策

(2) 各章の項目及び条文例の概要について

(前文)

町を、自立と助け合いの精神に支えられ、すべての人が安全に暮らすことができる災害に強いまちとして創造する、という決意を表明する。

(文案を事務局で作成し、委員の皆さんで校正してはどうか。)

(第1章 総則)

第1条 目的

災害から町民の生命を守り、身体及び財産を保護する上で必要な基本理念を定め、町民・事業者・町の責務を明らかにするとともに、防災に関する施策の基本となる事項を定めることにより、災害に強いまちを築き、もってすべての人が安全に暮らすことができる社会を実現する。

(文案を事務局で作成し、委員の皆さんで校正してはどうか。)

第2条 定義

条文で使う主な用語の意味を説明。

○災害○事業者○町民○災害時要援護者○自主防災組織等

(条例に入れるかどうか。入れるとすれば、説明する用語を整理する。)

第3条 基本理念

自助、共助、公助の理念を掲載。以下は板橋区の例。

- (1) 町民、事業者及び町は、自立と助け合いの精神を尊重し、すべての人が安全に暮らすことができるように努めなければならない。
- (2) 町民、事業者及び町は、地域の安全を確保する上で、良好な地域社会の重要性を認識し、豊かな地域活動をはぐくむように努力しなければならない。
- (3) 町民、事業者及び町は、防災に関する知識を習得し、行動力を高め、助け合いの精神をはぐくむことにより、災害時に備えるとともに、後の世代にこれらを継承していくように努めなければならない。

(一般的な文例を作成し、委員の皆さんに協議してもらう。)

第4条 地域防災計画への反映

町防災会議は、町の地域防災計画を作成するにあたっては、前条に規定する基本理念を反映しなければならない。

(一般的な文例を作成し、委員の皆さんに協議してもらう。)

(第2章 町民、事業者、町、職員及び議会の責務)

第5条 町民の責務

(第1節)

町民は、自ら災害に備える処置を講ずるよう努めなければならない。

○建築物その他の工作物の耐震性、耐火性の確保、並びに水害に対する備え、○家具の転倒防止、○出火の防止、○飲料水・食糧の確保 など

(自助で出来る備え等を検討する。)

第6条 事業者の責務

(第2節)

(1) 事業者は、その社会的責任を自覚し、顧客・従業員・周辺住民、並びに管理する施設・設備の安全を確保しなければならない。

(2) 事業者は、事業所単位の防災計画を作成しなければならない。

(3) 事業者は、従業員が防災に関する知識、技術を習得する機会を提供するとともに、帰宅困難者対策等を確立しなければならない。

(事業者として取り組むべき責務等を検討する。)

第7条 町の責務

(第3節)

(1) 町は、防災に関する調査研究を行い、必要な施策の策定・体制の整備をするとともに、これらを常に明らかにする責務を有する。

(2) 町は、施策の策定・体制の整備にあたっては町民・事業者の意見を反映するように努めなければならない。

(3) 町は、町民・事業者・国等との連携に努め、必要なときは災害時の業務に関する協定を締結することができる。

(4) 町は、町民・事業者・ボランティア等が自主的に行う防災活動に対し、積極的に支援・協力しなければならない。

(5) 町は、地域の住民防災組織を育成するため、積極的に支援・協力を行い、その充実が図られるようにしなければならない。

(町として取り組むべき責務等を検討する。)

第8条 職員の責務

(第4節)

町民の安全な生活確保のための防災知識や技術の習得に努める。

第9条 議会の責務

(第5節)

町域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、①防災及び減災に関する調査及び研究、災害対策への助言及び提言②国及び県の動向を踏まえ、地域の実情に合わせた防災対策の執行の監視及び評価③被災状況の把握及び町民等に対する情報発信④町並びに国及び県への災害復旧の推進並びに支援活動の実施及び調整を働きかけ、復旧及び復興に努める。

(自治体によってばらつきがあるので、職員、議会の責務を入れるかどうかの検討をする。)

(第3章 予防対策)

第10条 情報の収集及び提供

防災対策に関する情報提供、災害発生時の正確で、素早い情報収集と提供できる体制整備など。

(条例文を検討する。)

第11条 自主防災活動の推進

町民及び事業者は、防災に関する学習・訓練を積極的・継続的に行うよう努めなければならない。

(条例文を検討する。)

第12条 災害時要援護者への配慮

町民及び事業者は、災害時要援護者が、安全、安心に暮らすことが出来るように配慮しなければならない。要援護者に配慮した施策策定、体制整備等。

(条例文を検討する。)

第13条 防災に関する教育

- (1) 町は、防災教育を充実させるため、必要な措置を講じなければならない。
- (2) 町は、防災活動を支える人材を育成し、活用するため、必要な施策を講じなければならない。
- (3) 町は、防災に関する啓発活動を推進しなければならない。
- (4) 町は、防災に関する情報の提供、共有化を推進しなければならない。

(条例文を検討する。)

第14条 防災訓練

町、町民及び事業者が連携して、災害時の迅速かつ的確な行動のために、日頃からの訓練が重要。

(条例文を検討する。)

第15条 広告物等の落下防止等

落下や転倒により、けがや復旧の妨げとなる落下対象物と転倒対象物を定めるとともに、落下、転倒防止対策に努める

(条例に入れるかどうかを検討する。条例文を検討する。)

第16条 浸水の防止等

大雨等の水害が頻発する地域では、特に浸水防止に努める旨を規定。

(条例に入れるかどうかを検討する。条例文を検討する。)

第17条 雨水の流出抑制

大雨等の水害が頻発する地域では、特に雨水流出抑制に努める旨を規定。

(条例に入れるかどうかを検討する。条例文を検討する。)

第18条 文化財等の保護

大雨等の水害が頻発する地域では、特に浸水防止に努める旨を規定。
(条例に入れるかどうかを検討する。条例文を検討する。)

第19条 協定の締結

他の地方公共団体、公共的団体又は事業者に対し、災害時の協力を要請する協定締結を規定。
(条例に入れるかどうかを検討する。条例文を検討する。)

第20条 ボランティア活動の推進

災害時の支援活動を円滑に行うため、活動拠点の提供やその他必要な支援に努める旨を規定。また、公的団体等との連携、ボランティア団体の育成等を規定。
(条例に入れるかどうかを検討する。条例文を検討する。)

第21条 高層住宅等の震災対策

高層住宅居住者に対する防災計画策定や救出避難等の用具備蓄等を規定。
(当町には該当しないと思われる。条例に入れるかどうかを検討する。)

第22条 業務継続計画

町の業務継続計画の策定と検証を義務付ける。事業者においても業務継続計画と検証に努める旨を規定。
(条例に入れるかどうかを検討する。条例文を検討する。)

(第4章 応急・復旧対策)

第23条 応急復旧措置

応急体制整備や体制確立等を規定。
応急復旧措置、情報連絡体制の確立、応急救急体制の整備等。
災害時の避難活動及び救援活動を円滑に行うための必要な事項。
救出、救助用機器等の整備、物資の備蓄等、緊急輸送、避難所、道路上障害物除去、医療救護等。
(条例に入れるかどうかを検討する。条例文を検討する。)

第24条 避難対策

避難所の設置等、避難誘導方法の確立等を規定。
公共施設避難所開設を規程。物資の備蓄、機器の整備等を規程。避難所運営に係る協力体制整備を規定。
(条例に入れるかどうかを検討する。条例文を検討する。)

第25条 代替施設の確保

避難所の設置が困難な場合の代替施設の確保を規定。
(条例に入れるかどうかを検討する。条例文を検討する。)

第26条 緊急輸送の確保

避難所等への緊急輸送が必要な場合の手段を規定。
(条例に入れるかどうかを検討する。条例文を検討する。)

第27条 帰宅困難者への支援

帰宅困難者の事前準備、帰宅困難者対策の実施について規定。
帰宅混乱を防止するため、関係機関と連携し必要な措置を講ずる。対策推進団体結成、活動支援。情報提供、受け入れ場所確保、物資用具の備蓄、情報連絡・避難誘導体制の確立等を規定。
(条例に入れるかどうかを検討する。条例文を検討する。)

第28条 自主防災組織等への支援

(第11条自主防災組織の推進と同じ内容。)

第29条 災害ボランティア

(第20条に同じ、ボランティア支援に関する条文)

(第5章 復興対策)

第30条 復興対策

町民及び事業者は、相互に協力して速やかに生活・事業の再建、まちの復興に努めなければならない。

- (1) 町は、震災により重大な被害を受けたときは、町民生活の再建・都市の復興に関する事業を速やかに、かつ、計画的に実施するため、震災復興本部を設置する。
- (2) 震災復興本部に関し必要な事項は、別に条例で定める。
- (3) 町は、震災以外により重大な被害を受けた場合において、震災復興本部に準じる体制を取ることができる。
- (4) 町は、町民・事業者・ボランティア等の意見を聴き、その意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- (5) 町は、町民・事業者・ボランティア・国等との連携体制を確保するものとする。

(条例文を検討する。)

第31条 他自治体災害時の支援

大規模な災害が発生した地方公共団体に対し、応急対策に関する必要な支援を行う旨を規定。
(条例に入れるかどうかを検討する。条例文を検討する。)

第32条 委任

この条例に定めるもののほか必要事項は、規則で定める旨を規定。
(条例に入れるかどうかを検討する。条例文を検討する。)

2. 各委員からの提案

(第2章 町民、事業者、町、職員及び議会の責務)

- ・地域資源の把握（有資格者等の把握、登録等）・・・第5,7条関係
- ・情報入手、発信の努力・・・第5条関係
- ・二次被害防止（危険な場所に行かない、立ち入らない）・・・第5条関係
- ・避難放棄者を無くす・・・第5条関係
- ・災害復旧作業への参加・・・第5条関係
- ・被害を見ているだけの傍観者にならない・・・第5条関係
- ・最悪を想定できるような教育と情報提供・・・第5条関係
- ・支援組織「防災減災組織との連携」（消防、警察、自衛隊等）・・・第7条関係
- ・避難初動体制・・・第7条関係
- ・安全安心の提案は積極的に・・・第2章関係

(第3章 予防対策)

- ・NTT災害電話（171）の啓蒙・・・第10条関係
- ・ハザードマップの再構築と徹底・・・第10条関係
- ・予報、警報の発令の改善、修正・・・第10条関係
- ・防災通信施設の整備（アマチュア無線の協力等）・・・第10条関係
- ・要援護者対応（福祉避難所等）・・・第12条関係
- ・経済、生産、雇用、人口等の増加につながる防災対策・・・第3章予防対策
- ・被害を受けない、広げない対策・・・第3章、第30条関係
- ・防災減災教育・・・第13条関係
- ・防災減災訓練の徹底・・・第14条関係
- ・防災教育、訓練等の積極的な実施・・・第14条関係
- ・インフラの整備（橋、道路等）・・・第16、17、24条関係
- ・治山、治水、その他により災害に強いまちづくり・・・第16、17条関係
- ・ボランティア組織、NPO組織の立ち上げ・・・第20条関係
- ・被災者受け入れ窓口と社協との関係・・・第20条関係
- ・消防機関などの整備、自主防災、ボランティア活動環境の整備・・・第20条関係

(第4章 応急・復旧対策)

- ・防災減災備品の備蓄・・・第23条関係
- ・がれきの処理、集積他・・・第23条関係
- ・拠点別、組織別に対策を・・・第7、23条関係
- ・避難所運営・・・第24条関係
- ・避難所のペットの処遇・・・第24条関係

3. 次回の日程

1) 日時 平成26年 月 日 () 午前・午後 時～

2) 内容 条文の検討